

議長（福田会長）

会議資料 5 ページの議案第 2 2 号「消防関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第 2 2 号「消防関係事業の取扱いについて」説明いたします。参考資料 1 1 ~ 1 3 ページも併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第 1 項として、消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。

第 2 項として、消防体制については、各町とも消防分署とする。

第 3 項として、上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務の受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。

第 4 項として、上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

第 5 項として、上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産（消防団関係を除く）については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとするというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料 1 1 ページをご覧ください。

組織体制及び人員の現況ですが、宇都宮市が 1 本部 3 署 1 1 分署 4 3 4 名、上三川町が 1 分署 2 3 名、上河内町が 1 分署 1 6 名、河内町が 1 分署 1 8 名となっております。

上三川町は石橋地区消防組合の一部として、上河内町及び河内町は宇都宮消防本部の内数で記載されております。

また、(1) の先進事例につきましては、新潟市ほか 3 市の例を 1 2 ページに記載しております。いずれの例についても、事業の制度や組織体制などに関することが記載されております。

また(2) の関係法令につきましては、消防組織法の抜粋を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 2 2 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思います。消防団等の待遇については、既にご承認をいただいているわけですが、今回は消防業務、常備消防の部分です。

無いですので、お諮りいたします。議案第 2 2 号「消防関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは議案第22号は原案のとおり決定いたします。